

☆\*\*\*\*\*

## ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

### 【メルマガ内容】

DB基金（○）      DB規約（○）      DC      （○）  
厚年基金（ ）      会計基準（ ）      その他      （ ）

【タイトル】 第15回社会保障審議会企業年金・個人年金部会／  
DCの拠出限度額、DBの掛金設定の弾力化について

☆\*\*\*\*\*

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は2020年9月30日、第15回社会保障審議会企業年金・個人年金部会を開催しました。

詳細は、以下の厚生労働省HPをご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_13849.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13849.html)

今回の部会では、傍聴可能な人数が限られておりましたため、上記HPへ掲載された資料等に基づき、主な議事についてご案内いたします。

### 【議事】

前回および前々回（第13回、第14回）の部会で行われた関係団体ヒアリングを踏まえ、DCの拠出限度額およびDBの掛金設定の弾力化などについて議論が行われました。

#### 1. DCの拠出限度額について

○2021（令和3）年度税制改正に向けては、先のDC法改正の施行に併せて「DCの拠出限度額」について検討を進めることとしてはどうか。

○その後、特別法人税の課税停止の期限である2022（令和4）年度末に向けて、企業

年金・個人年金制度全体を通じた拠出時・給付時の仕組みについて検討を進めていくこととしてはどうか。

DCの拠出限度額等に係る以下の事項等が「ヒアリング等を踏まえて特に検討を要する事項」として事務局（厚生労働省）より示されております。

- (1) 企業型DCの拠出限度額の見直し
- (2) 個人型DC（iDeCo）の拠出限度額の見直し
- (3) 実務面の対応
  - －DB掛金相当額の評価方法
  - －事業主からのDB掛金相当額の情報提供 等
- (4) 引続き議論すべき事項
  - －制度全体（DB・企業型DC・個人型DC等）を通じたより公平な仕組み
  - －拠出時・給付時の仕組み
  - －特別法人税を含めた拠出、運用、給付時の課税の在り方 等

○DCの拠出限度額の見直しについては、次回も引続き検討することとされました。

## 2. DBの掛金設定の弾力化について

○今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響によって、DBの財政状況や企業の経営状況の悪化が見込まれる。

○このため、2008（平成20）年の金融危機（リーマンショック）当時の弾力化措置と同様の措置を講じることとしてはどうか。

○ただし、財政の健全性の確保や受給権保護の観点から、規約変更を必要とするなど手続面を改めて整理してはどうか。

DBの掛金設定の弾力化について、以下の事務局案が示されました。

今回、その方向性が了承され、事務局にて省令改正などを進めていくこととされました。

<弾力化措置（案）>

(1) 掛金の追加拠出に係る特例

2019（令和元）年度決算に基づく財政検証や財政再計算の結果として、掛金引上げが必要となったDBで経営状況の悪化により掛金を拠出することに支障があると見込まれる場合には、2021（令和3）年4月1日から2022（令和4）年3月31日までの間、掛金（標準掛金・特別掛金・特例掛金）の引上げの猶予を認める。

※必要に応じて対象期間の延長を検討する。

(2) 継続基準に基づく不足金の額の特例

2020（令和2）年3月31日から2022（令和4）年3月31日までの間の日を計算基準日として、継続基準に抵触した場合の財政計算については、解消すべき不足金から、許容繰越不足金の全部又は一部を控除することを可能とする。

<弾力化措置に係る手続き（案）>

①規約変更を求めることとする。

- ・規約では、掛金について適用を受ける特例の内容や適用期間などを記載。
- ・「(1) 掛金の追加拠出に係る特例」を適用する場合は、規約変更の際に、経営状況の悪化を示す根拠として、実施事業所の事業に係る収入の減少率など客観的なデータの提出を求める。

※取扱いの詳細は、通知において示す。

②事後的な評価が可能となるよう、適用実績の管理・公表を行うこととする。

○各DBにおける規約変更の準備期間を考慮すれば、早期に省令改正を行う必要があるのではないか。

～メルマガのバックナンバーを掲載しています～

<http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/>

バックナンバーでは、過去の年金NEWS・メルマガに加え、マーケット情報等をご覧いただくことができます。

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティング課

年金 NEWS・基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail [kikinmadoguti@nissay.co.jp](mailto:kikinmadoguti@nissay.co.jp)

日本-年基-202010-170-0393-D